

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）狭山市駅新商業施設

埼玉県狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後十時

（変更後）午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後十時三十分

（変更後）午前六時三十分から午後十一時三十分

ハ 変更年月日

平成二十三年五月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十三年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

ロ 意見書提出先

